

イタリアの図書館法—比較的考察（各論）

宍道 勉

Tsutomu SHINJI : Library Law in Italy—A Comparative Study—

本稿はイタリア図書館法全64条を翻訳し、逐条解説をしながら日本の図書館法とを比較考察したものである。イタリア法の前半は利用者への情報と利用者の提案、閲覧資料の請求、写本・稀覯本・貴重本の特別な扱いなど閲覧サービスについて規定する。後半は利用者サービスとしての図書館出版物の提供、資料の貸出とその期間、複写サービスなど利用者の権利と義務を明文化している。と同時に図書館には資料の厳重な管理義務、利用者には閲覧・貸出・複写の際の注意義務と違反、犯罪的行為に対する罰則規定を掲げて法的効果の有用性を図る。一方、日本の図書館法は29条のうち7条が削除されていることで当初の法目的が薄まっていること、利用者、図書館へのともに制裁と罰則規定がない。つまり法律の制定目的とその対象者が曖昧であること、従って法的効果の不備・欠如を露呈していることを指摘する。

キーワード：イタリア 図書館法

§ 1 序 論

総論ではイタリアの図書館法（正確には「国立公共図書館の基準となる規則 (Regolamento recante norme sulle biblioteche pubbliche statali)」以下「伊図法」という）の成立から条文「大衆サービスの閲覧」に関する条項までを紹介した。

ここまでを見てもイタリア人及びイタリア国家が図書館を歴史的な資産として捉え、その維持保存に力を入れていることが良くわかる。そのことはつまり「伊図法」が国立図書館を対象にしながらも同時に大学図書館・他の公共図書館に対して法的な権限を持って基準を示しながら規制していることを意味している。それは同時にイタリアの文化を永続的に支え、継承していくという姿勢の証である。とはいえこの法律に従ってはいるものの、未だ諸都市が都市国家思想を引きずっているイタリアにあっては

自分の都市の図書館が他とは異なった存在であると主張するのも当然の歴史的帰結なのである。

ところが日本では明治になって欧米から他の文化とともに輸入されたもので、外国語のlibraryとかBibliotekの意味から「図書館」という翻訳と建物としての図書館の必要性を教わった。明治以前の日本には「文庫」と言う、資料の保管・閲覧機能と言う点では現代の図書館と変わらない固有の存在があったにもかかわらず、敢えて「図書館」を選んだ。従って図書館の名称とこれまでの日本にない機能も歴史的にはきわめて浅い存在なのである。すなわち図書館とは「文庫」と同じく先ず資料を収集・保管することであると信じたため、その目的や機能を十分に把握しないまま、ましてや図書館が文化であることが市民に伝わることもなく、まずはシステムとしての図書館ができあがったのである。図書館の建物と資料という体裁が整ったところでようやく図書館システムを国民に認識させ利用を促す必要が生じてき

た。「公共図書館は公衆の大学なり」^(注1)とまで謳ってその存在の有用性を宣伝しなければならなかつた。しかしそれは日本に「図書館（ずしょかん）」が登場した明治初期から50年を経た昭和8年の「図書館令」、第2次世界大戦後昭和25年に制定公布された現在の「日図法」になつても続いた。つまり図書館とは何かを法律の先頭に示さなければならぬほど国や国民に認識が足りないのが日本の「図書館法」（以下「日図法」という）であり「学校図書館法」である。

本稿の各論では「伊図法」の条項「利用者への情報」から最終条文に示された「利用者」と「図書館」の関係を示す法的強制力を見出そうと思う。「伊図法」は正しく「法律」であることが明らかとなる。

§ 2 利用者への取り組み

「伊図法」34条第1項は先ず「図書館の役割として、利用者のための図書館利用ガイドを用意する」ように規定している。イタリアの図書館はこの法律を遵守しており、この規定に基づいて各図書館の内部規定を定めている。例えばトリノ大学兼国立図書館の例にも見られる^(注2)通りイタリアの図書館は国立であれ都市の図書館であれ図書館案内を「冊子体」で詳しく記述し発行している。

それに対して日本の公共図書館の多くはリーフレットで図書館を図示し簡単な記述に止まる「案内」であり、それはどの図書館も似たような内容である。

「伊図法」第34条第2項、3項は「書誌情報サービス提供で図書館が負担した出費は利用者の負担である」と明記し、第4項では明確に「経費」の利用者負担を掲げ料金表まで規定している。これは英米の公共図書館（それを真似た日本も同様に）で利用者の求めに応じて行う日常的な書誌情報サービスを無償で提供しているのとは好対照である^(引用1)。

尤も日本の大学図書館ではサービスの中心が貸出よりも書誌情報提供であり、これにかかる経費を利

用者自身が負担する「受益者負担」を当然として実施している。ところが公共図書館だけは一利用者のために他の図書館から借りた資料の送料（たとえそれが娯楽資料であつても）を徴収しない。日本では公共図書館のサービスで書誌情報提供を行っているところは少ない。図書館側が書誌情報提供を図書館の重要なサービスと認識していないのである。それは正に「日図法」第3条にある「図書館奉仕（つまりサービス）とは図書館資料を収集し、一般公衆の利用に供する」ことを遵守しているからである。少なくとも同法第7項の通り「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」にとどまり、一般市民が学術研究をするなどとは考えていないのである。それどころか「無料の原則」（「同法」第17条）^(注3)を理由に、時にはこの条文を楯に料金徴収を実施しようとしないのが日本の公共図書館の特徴でもある。なぜならそれが唯一公共図書館の存在理由を示しているからである。その根拠を歴史的に探ると、昭和25年に成立した現行法制定までに効力を発していた「図書館令」（1899年11月10日制定）第7条では「公立図書館ニ於イテハ図書閲覧料ヲ徴収スルコトヲ得」とある^(引用2)。これは福沢諭吉ほか明治の文化人が外国で見聞してきた欧米の図書館の通りに、日本の実情に合ったきわめて合理的で日本独自の考え方であったはずである。それが戦後の教育政策の中の「図書館法」でいつの間にか図書館と教育と同様の扱いで「無料」に変わっている。

この日本独自の方策が変更されたいきさつは「日図法」成立史のなかに見ることができる。当初、日本図書館協会の法案は「公立図書館では閲覧料を取らないものとする」としたのに対し文部省担当官が作成した公共図書館法案では「第五条 公立の公共図書館は閲覧料を徴収しない。但し、市〔指定都市を除く〕町村立図書館は、都道府県の教育委員会の許可を受けたときは、閲覧料を徴収することが出来る。」という方向に向かっていた。この法案は（1949年10月法案要綱まで残っていたが、同12月の法案要綱ではこの但し書きが消えたという）^(引用3)。摩訶不思

議な成立を觀ている。

（「伊図法」）

第34条 利用者への情報 (Informazioni agli utenti)

1. 利用者を援助する目的で図書館は全て予め所蔵する図書館資料、提供するサービス、利用において守るべき規則を知らせるガイドの手はずを整えなければならない。

2. 前項に加えて大衆援助と書誌情報サービスを確保しなければならない。

3. 図書館の機能や提供する形式がどうであれ、外部や新しい情報技術の利用に関わることでもたらす書誌情報のような特別なサービス提供で図書館が負担した出費は利用者の負担である。

4. サービスへの支払いは本規則61条で規定されている。それは1993年1月14日の法第4号の実施と料金表の条項によって実施される。

第35条はイタリアの図書館がその運営に当たり利用者の意見を尊重していることを意味する。イタリアでは個人の図書館参加を明文化している。だから利用者の権利を認めるとともに図書館に対して厳格で明確な「義務」を科している。それがこの条文である。「日図法」ではわずかにこれに対応する次の規定がある。

「日図法」（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

「日図法」ではこの規定があるにもかかわらず「置くことが出来る」で法律の意図するところがぼやけ「置かなくてもかまわない」に等しいと解釈されている。わずかに東京都が設立している「都立図書館協議会は、図書館法及び東京都立図書館条例に基づ

いて設置されている機関で、都立中央図書館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについて意見を述べる役割を担っている。(2002年6月7日更新)」に例を見る事ができる。日本の図書館は「奉仕」とは利用者への「本の貸し出し」のことであり、利用者個人個人を尊重するのではない。「お定まりの」公開されない選任方法で選ばれた有識者と言う名の曖昧な集団に目を向けている。このことからも日本の公共図書館が利用者に対しては「主人」であり「教育委員会」という行政の権限に頭が上がらない仕組みがうかがわれる。だからせいぜい利用者の希望図書を受け入れることはあっても、市民としての意見となると行政機関の常であくまでも「意見として参考にする」にとどまり、せっかくの提案が図書館の経営に反映しないのが現状である。個人単位で図書館の運営には参加できないシステムとなっている。

（「伊図法」）

第35条 利用者の提案 (Proposte degli utenti)

1. 図書館は受入提案、指摘、進言の登録（様式16）など利用者の意見を探り入れなければならぬ。

第36条 閲覧資料の請求 (Richiesta di documenti in lettura)

1. 閲覧を希望する資料は全て図書館が提供するその記載事項全てを記載する様式（様式17）を通じて受け付けなければならない。

2. 閲覧を認める資料の数は各機関の内部規定に定める。

3. 図書館長は特別な場合にはいかなる資料であれ閲覧用途とその理由の根拠を挙げて認可を拒否できる。

4. 第5条第1項、第6条第4項、第8条第2項、第13条第1項、第14条第1項に規定した事項で認められていない資料、あるいは保存状態が良くない資料を調べることは禁止される。

第36条はイタリアの国立図書館が未だに「出納式」の貸出方式であることを示している。だから「開架式」で利用者に開かれている日本の図書館や英米の

図書館が表向きは資料へのアクセスはより早い。その目から言えばイタリアの利用者にとっては不便と見えるに違いない。しかしその便利さとは利用者が書庫内に自由に入り出しができるのであるが、それは逆に言えば紛失・盗難の危険を伴う。現にこの近年、日本の全ゆる図書館が直面している紛失問題となっている通りである。イタリアの図書館は開架式による資料の紛失を防いでいるのである。

イタリアの図書館は下記の第37条に見るとおり、資料管理規定についてはきわめて厳しい。だから紛失・盗難はきわめて少ないのであろう。便利さを取るか、紛失を防ぐか、システムか文化か、ここにもイタリアと日本の図書館の役割の違いが表明されている。ウンベルト・エーコのように「図書館を宝庫と考える立場からすれば、図書館の利用を禁ずることを提唱する^{引用4)}」。資料の保存こそ最も重要な図書館の役割と考えるのがイタリアである。

この条文から厳重な「貸出手続き」、年齢制限、専用閲覧室、部屋に入るときのサイン、1冊しか手渡されない、短い時間といえども部屋から退出するときはその都度図書館助手に戻す、というほど神経質なまでのイタリアの資料管理をかいま見ることになる。利用目的が明確でなければ閲覧が認められない。

第38、39の条文を見るとおり貴重資料である写本・稀観本など古書の利用に関してはきわめて厳重である。利用目的が明確でなければ、閲覧どころか入館も認められない。このことは現に著者がフィレンツェ国立中央図書館 (Biblioteca Nazionale Centrale Firenze=BNCF) で訪問者 (visitatore) であるからという理由で入館を認められなかつた苦い経験がこれを証明する。これは図書館とは資料の利用を目的とするのが当然で、見学だけを目的とする訪問者を排除するのは誤りではない。

一方日本では「古書」については「古文書」とを区別しているため、古い資料が図書館ではなく「古文書館」に所蔵されることが多い。従って図書館からは資料検索が出来ない。図書館資料と古文書資料

を別扱いしているというよりも、法的に区別された行政機関の扱いにより不便を生じている。

(「伊図法」)

第37条 写本、稀観・貴重資料の参照 (Consultazione di materiale manoscritto, raro o di pregio)

1. 写本、稀観・貴重資料は身分と要求者の目的が証明されている18歳以上の人々の閲覧に供される。
2. 写本、稀観・貴重資料を調査研究することは各図書館の内部規定に定めた条項に従って専用の部屋で行わなければならない。専用の部屋がない場合は写本、稀観・貴重資料の調査は一部をその目的に充てている参考調査室で行わなければならない。
3. 本条の第2項にいう部屋に入る人は利用簿(様式18)にサインをしなければならない。
4. 個々のリクエストははっきりとその内容を専用書式(様式19と20)に記載して利用者が差し出す。その書式は身分証明書と一緒に部屋の助手に手渡す。助手はリクエストした資料が調査で置かれている間はずっと保管している。リクエスト資料が利用者に手渡されるときには受け取ったと移動登録簿(様式21)に自分のサインをする。
5. 各写本又その複製は読書用に供され専用の大形カード(様式22)に転記しなければならない。そのカードは写本の分類順に配列され読者が調べることができる。
6. 写本や稀観・貴重資料は研究にどうしても必要な場合を除いて一度に1冊渡される。
7. 各人が1日に履行(閲覧=著者注)できる最大冊数は各図書館の内部規定に定める。
8. 写本、稀観・貴重資料は適度に必要な慎重さで保護を保証しなければならない。いずれの場合も利用者は専用の机で調べ、短い時間でも部屋から離れる場合には助手に戻さなければならぬ。

第38条 複製資料の参照 (Consultazione di documenti riprodotti)

1. 資料財産を守る目的で図書館が求めた資料の複製資料がある場合には（利用者が）その資料を使う本当の必要性を明らかにしなければ、オリジナルの代わりに読書に（複製資料を=著者補足）供することができる。

第39条 書庫内資料の参照 (Consultazione di documenti nei magazzini)

1. 資料を直接調べるために書庫に出入りすることは利用者には禁じられている。
2. 図書館長はしかしながら利用者が要求の理由を明らかにし、必要な慎重さがある場合には例外的に書庫で文献を調べることを認めることができる。

すでに述べたとおり第36条が示すイタリアの国立図書館は「出納式」の貸出方式をとっている。従って第40条は「返却」規定として、利用が終わり退出する際には閲覧していた資料を担当者に返却しなければならない。開架式のように利用者が「書棚」に直接返すのではない。

イタリアと日本では「図書」の日常的価打ちに於いても違いがある。実際にイタリアを歩いて感じることは、諸物価が日本に比べて概して安いことである。殊に衣食住（ホテルを除いて）については断然イタリアの方が低価格である。その中にあって唯一日本より高い、より貴重品である「本（図書）」ではなかろうか。そのことは本屋さんが大小を問わず日本の図書館に見かけるブック・ディテクション・システムを導入していることから窺い知ることが出来る。しかも日本のようなタレント本など「俗」な本を置いていないので、子供たちの絵本を含めて高級感を感じる。

（「伊図法」）

第40条 返却 (Restituzione)

1. 利用者は図書館を退出する前に、閲覧に借りていた全ての資料を戻さなければならない。
2. 閲覧で借りた資料は利用者の意向で次の日の

ために保管してもらうことができる。

3. 保管の書式は各図書館の内部規定で定める。

§ 3 利用者への制裁措置

「伊図法」はこの法に違反した利用者に対して厳しい制裁措置を執っている。本来法の持つ強制力を見せるのは幾つかの条文である。イタリアの図書館が資料の紛失、損傷、損失をいかに重要視しその防御を図っているかを示している。

制裁措置の一つは法が守るのは図書館の財産であり、財産を侵害するもの（利用者）にはそれ相応の責任を果たすのは当然だとしている。侵害は「不法行為」であり「犯罪行為」なのである（41条3項、アンダーラインは著者）。

第41条と第58条はいずれも「制裁措置 (Sanzioni)」となっている。前者が「館内での不法行為」に対するものであるのに対し、後者は「貸出規定違反」に対する罰則規定である。第2項で「賠償するか、その資料と全く同じ版の別の資料、そうでなければ全く内容が同じで印刷の類似した資料と差し替えをするよう、また不可能であれば同図書館長が判断しその資料の価格の2倍以上の金額を支払うよう要請する」とある通り、きわめて厳しい。

さらに同条第5項では「図書館相互貸借」によって受けた図書の損傷、返却の遅れをもたらした「図書館」に対しても損害を求めることが出来るとする。

これら条文に比して「日図法」には1条たりともそのような規定がない。日本の法律のもともとの甘さは指摘するまでもない。殊に「日図法」の法律としての不明朗さ、曖昧規定が浮き彫りとなる。また図書館と利用者の間には「公共」であるが故の「遠慮」など日本特有の情況があり、規定どころか問題にもならない。ましてや図書館間における相互関係を考えると相手の図書館に対して損害を求めるなど決して起こらない。まあまあやなあああですませることになってしまう。

(「伊圖法」)

第41条 制裁措置 (Sanzioni)

1. 図書館長はこの規定の規則あるいは内部規定に違反する人を一定の期間図書館から閉め出す (escludere) ことができる。
2. 排除者の名前は図書館にはり出された掲示に表示される。排除については当事者に伝えられる。
3. 制裁措置は民事あるいは刑事責任 (responsabilità civile o penale) それぞれを守ることであり、図書館の財産に不法行為を犯す人、あるいは資料を盜もうとする人、故意に建物を傷つける人はもちろん、他の重大な怠慢を犯す人に対して図書館長は予防のために図書館から排除する措置を執る。図書館長は中央事務局にすぐに伝えるべく詳細な報告書に事實を説明する。場合によっては全ての国立公共図書館から閉め出す手段を講ずるように。
4. 文化環境庁大臣は前項の犯罪行為を犯した人を全ての国立公共図書館から排除すべく処置を講ずる。制裁措置はともかく3ヶ月以上一定期間、命令によって措置が執られる。
5. 本章第4項に従って命じられた排除措置の謄本は文化環境庁の官報で公表されるのと同時に当事者に通知される。大臣の通達によって排除者の指名は全ての国立公共図書館に伝えられる。その掲示は図書館に張り出される。

第58条 制裁措置 (Sanzioni)

1. 貸出資料を期日通りに返却しない利用者に対しては書留による受領通知で返却要請を送る。同時にその利用者はその資料が返却されるまで貸出サービスから除かれる。
2. 破損したものを返却あるいは紛失した利用者には書留で受領通知とその賠償あるいは図書館長の判断で賠償するか、その資料と全く同じ版の別の資料、そうでなければ全く内容が同じで印刷の類似した資料と差し替えをするよう、また不可能であれば同図書館長が判断しその資料

の価格の2倍以上の金額を支払うよう要請する措置を講ずる。

3. 前項の要請受領から無駄に30日を越えたときは個人の意志とは無関係に妨げる動機がなければ不履行の利用者は図書館利用が排除されるしかも本規定第41条により文化環境庁大臣に国立公共図書館からの排除が報告され、しかも法的期間の告発がある。
4. 図書館長は国立公共図書館から貸出を受けた資料の損傷あるいは紛失の責任を取って、返却あるいは別のやり方で損害を賠償した人にも図書館利用の排除を申し出ることができる。
5. 図書館長は貸出を規定する規則に繰り返し従わない責任のある図書館に対し図書館相互貸出を中断することができる。しかも損傷あるいは貸出資料の返却に怠慢がある場合には損害を求めなければならない。

第59条 サービスの再許可 (Riammissione al servizio)

1. 前条の規定で貸出を禁止されていた人は禁止を命じた措置に規定した手続きを完了しさえすれば、サービスの再許可を受けることができる。

§ 4 利用者へのサービス(1)出版物の提供

図書館の出版物には国立図書館はその役割上全国書誌、総合目録を作成し各図書館に販売提供している。また地方の図書館は街やその歴史と深い関わりを示すものがある。

これは国立中央図書館の書誌資料に限らない。著者が訪れた幾つかの図書館では「図書館の出版物」の編集作業を見ることができたし、いくつかそうした資料の提供を受けた。その中にはミラノ市立図書館のように図書館資料でなく、図書館が宮殿（ソルマーニ宮殿）であった時代から備えられている、建造物、タペストリーや絵画、彫刻の写真付きガイドがある。またヴィチェンツアのBiblioteca Civicaで

提供されたような図書館が所蔵する写本や旧い資料を写真を加えた内容紹介資料、RavennaのBiblioteca Classenseは街の歴史案内など多様である。

(「伊図法」)

第5章 大衆サービス：出版物 (Titolo V: Servizio al pubblico: Pubblicazioni)

第42条 図書館の出版物 (Pubblicazioni della biblioteca)

1. 図書館が出版する出版物およびその他の情報資料は科学技術の分野に限り大衆に有料で提供できる。
2. サービスへの支払いはこの規定の第61条に規定され1993年1月14日の法第4号により行われる。(大衆サービス：第43条の謄本明示 (Dichiarazioni di conformità) 第44の図書館建物の利用 (Uso dei locali della biblioteca) については省略。)

§ 5 利用者サービス(2)複写

複写規定は著作権法に関わることとこの条文通り資料保存の立場からも厳しい制限を受ける。それが8条第2項の「保存状態がそれを可能とする限り」「保存状態が複写を可能とすることを確認した後で」にある。また規定からは見えないが、図書館の複写は全て図書館員が自ら行っている。第47条第1項の通り「研究目的の複写認可でもイタリアおよび外国の要求者に対し要求の文書（様式23）で許可を得ようとする複写枚数、利得目的、その要求とは異なった動機で複写資料を使わないことを宣誓する義務がある。」

日本では著者権法で本来は図書館員が行うべき複写業務をスタッフの労力を軽減するために法から逃れる方法を講じて利用者の「セルフサービス」で行っている。日本の図書館が資料を損傷しない配慮に欠けていることを示している良い例である。

(「伊図法」)

第8章 大衆サービス：複写 (TITOLO VIII)

Servizi al pubblico: Riproduzioni)

第45条 許可の対象と根拠 (Oggetto e motivi dell'autorizzazione)

1. 図書館所蔵資料の複写は認可後に行われるサービスである。このサービス提供に掛かるコストは利用者の負担である。
2. 複写の認可は研究目的、商業目的の当事者の要求に対し認められる。但しそれは書籍がゆだねている著作権法やその他の法的義務に従い、保存状態がそれを可能とする限りである。
3. サービスへの支払いはこの規定第61条および1993年1月14日の法第4号にある様式と実行に関する規定の書式で行われる。

第46条 資料の管理 (Tutela del materiale)

1. 保存状態が複写を可能とすることを確認した後で複写方法が扱う学術資料に適していること、また全手順が複写を求められた資料が損傷するのを防ぐために然るべき保証がなされているかを点検するのは図書館事務局担当者の世話である。

2. 図書館がネガで所有しているあるいは他の複写機器で求められた複写は同様に扱われる。

第47条 研究目的による許可 (Autorizzazione per motivi di studio)

1. たとえ研究目的の複写認可でもイタリアおよび外国の要求者に対し要求の文書（様式23）で許可を得ようとする複写枚数、利得目的、その要求とは異なる動機で複写資料を使わないことを宣誓する義務がある。

2. いかなる対価も料金も複写に同意する管理者が要求するコストの払い戻しを除いては、

3. 引き受けた責任に伴う移動や利用による予期せぬ行為は本規定第61条の形式で行政当局へ連絡義務がある。

第48条 出版あるいは商業目的への許可 (Autorizzazione per scopi editoriali o commerciali)

1. 部分的あるいは一部にしろ出版あるいは商業

目的の複写認可は図書館長イタリアと外国の要求者の間で、要求の証書（様式24）で認められるが、複写資料を要求に記載した物と異なった目的で使わぬことを明示しなければならない。

2. 認可の受託者は作成された複写物について複写理由、認可書類どおりに遂行することを明示しなければならない。
3. 認可リストは年に一度第21条第2項の条文eの年次報告を添えて中央事務局に送られる。

§ 6 利用者サービス(3)貸出

「伊國法」は図書館サービスで最も中心となる「貸出」規定に11の「条文」を充てている。ここでも注目すべきは第50条第2項で見られるとおり、資料の貸出に於いても、出来る限り「複写物（riproduzione）」を貸し出すことで、オリジナル資料を保護しようと言う姿勢がある。また年齢制限は18歳以上としながらも各図書館の規定に委ねている。「自分の住所を記載できること」という制限、イタリアの領土内にあるヴァチカン市国やサンマリノ共和国国民、EU共同体の国民の利用に制約がなく（身分証明書作成に多少の違いはあっても）利用者の扱いが同等であるのは政治世界の進展を示すものである。ここには明確な記載はないが、フィレンツェ国立中央図書館で著者が図書館担当者に尋ねたところでは、日本人を含む外国人であってもパスポートの提示で利用許可証が発行され、閲覧・貸出、文献複写その他ほとんどのサービスを受けることが出来る。51条第6項「利用者は借りた資料を運んでいる間に起こりうる不測の損傷や紛失に責任を取らなければならぬ」と「貸出を受けた資料を返さない、あるいはそれを傷つけてあるいは紛失した利用者は自分の責任でなくとも本規定の第58条に規定した制裁措置を受ける」。また第52条の通り「住所変更の届け」「又貸しの禁止」「貸出の停止、利用排除」など、違反があれば、既に掲げた58条の「制裁措置」

がここでも取られる。

（「伊國法」）

第9章 大衆サービス：貸出 (TITOLO IX Servizi al pubblico: Prestito)

第50条 貸出サービス (Servizio di prestito)

1. 貸出は地方、国および国際的レベルで資料の利用ができるサービスである。
2. 本章前項にいう利用できることとは以下のように行われる
 - a) 可能な場合はオリジナル資料の貸出
 - b) 図書館が所蔵すれば複写物の貸出
 - c) 請求に基づいて複写と利用者負担による提供の、二者択一の提供

第51条 直接貸出 (Prestito diretto)

1. 直接貸出は18歳以上の年齢に達したこと、図書館のある地域の住民で自分の住所を記載できること。
2. 18歳未満の貸出許可はそれぞれの図書館内部・規定の範囲で決められる。
3. 図書館のある地域の住民でなくても決まった機関であれば貸出サービスが認められる。
 - a) イタリア市民、ヴァティカン市国およびサン・マリノ共和国、自分の研究や調査の必要性と一時的でも自分の住所を資料で証拠づけることのできるEC加盟国市民
 - b) EU共同体国以外の市民でa)の資料で証拠づけることの他に身分証明書を保有するもの、滞在期間、外交特権あるいは文化機関の提示
4. 貸出サービスの利用者には利用のたびに見せる身分証明書（様式25）が公布される。
5. 前項の身分証明書は写真を付け、書類の必要事項記載することで1年の有効期間があり、更新できる。
6. この章の第4項の身分証明書をすでに持つ人は次の52条の規定通りに正当で具体的な利用目的があれば、図書館長から許可を得ることができる。利用者は借りた資料を運んでいる間に起こりうる不測の損傷や紛失に責任を取らなければ

ばならない。資料は図書館がよりふさわしいと考えるやり方でその住所に送られる。

7. 資料の送付手続きに関わる費用は前項の通り利用者の負担である。

8. サービスへの支払いは本規定の第61条に規定されている。

9. 本条第6項で規定された貸出を受けた資料を返さない、あるいはそれを傷つけてあるいは紛失した利用者は自分の責任でなくとも本規定の第58条に規定した制裁措置を受ける。

第52条 利用者の義務 (Obblighi dell'utente)

1. 貸出サービスの利用者は住所を変えた場合には直ちに連絡しなければならない。

2. 利用者は借りた資料を他人に貸すことを禁じられている。

3. 前項の規則に違反する利用者は後の第58条によって貸出サービスを停止あるいは排除される。

以下「貸出」に関しては図書間相互貸借についての規定が続く。ここでの注目は何と言っても、貸出の対象となる資料の制限である（第54条）。「オリジナル資料、保存状態が不安定なもの、そこには製本、未製本を問わず定期刊行物、辞書などの参考資料、写本・稀覯本」は貸出の対象としない。これも紛失を防ぐことと資料保護の精神が生きている。

(「伊國法」)

第53条 図書館相互貸出 (Prestito interbibliotecario)

1. 国内あるいは国際的図書館相互貸出は相互の利益と負担を受け入れる図書館の間で行われ、そのサービスを規定する規則を守ることを約束する。要求申し込みは専用書式で送られる。

2. 図書館相互貸出で受領した資料の直接の利用は貸し手の図書館の予め許可を求める。

借り手の図書館は借りた資料について十分な保存と迅速な返却の責任がある。

3. 図書館相互貸出で送った資料は利用者の負担によるイタリアと外国の原稿規則に従い保証金

でまかぬ。

4. 図書館相互貸出で認められた貴重資料は国内の図書館相互貸出についても保険協会で再保証しなければならない。

5. 国内および国際間の図書館相互貸出に関わる費用は利用者の負担である。

6. サービスへの支払いは本規定の第61条に定めてあり、1993年1月14日付法第4号の規定とそれに関わる実施規定に従って行われる。

第54条 サービスの対象 (Oggetto del servizio)

1. 貸出サービスの対象は図書館の資料財産である。それは本規定第50条第3項の規定に従って供給される。

2. 一般にはオリジナル資料は除かれる。

a) 法的規制を受けているもの

b) 特別な保護方式にあるもの

c) 保存状況が不安定なもの

d) 未製本であれ製本済みであれ定期刊行物

e) 様々に製本されているもの

f) 一般的な参考資料、そこには辞書、百科事典、図書および書誌目録、あるいは蔵書の特殊性や完全な状態にあるのが書誌的に重要であると考えるもの

3. 写本や貴重・稀覯資料の貸出は図書館間の保護規定を守っておく。ことに写本資料についてはその調査のために定めた規定に強制的に従う。

4. 国立公共図書館は個人や団体の指摘所有者のものである写本やその他貴重資料を所有者に直接依頼した研究者が利用するものを保管を受け入れる権限がある。この場合は資料の所有者あるいはそれを要求した人の負担で保険証書の約定締結が義務づけられている。

その他、第55条でサービスの（手続き）様式 (Modalita del servizio) 規定、第56条で保証と資料保護 (Garanzie e tutela del materiale) 規定、つまり規定に基づく書類の様式を定めている。

続いて「貸出」期間の規定がある。下記第57条に

見るとおり、最大が30日となっており、さらには30日の延長も認めている。

これに続くのは既に述べた第58条制裁措置(Sanzion), 第59条サービスの再許可(Riammissione al servizio)に関する規定である。第60条利用者登録義務(Registrazioni obbligatorie)は「図書館への義務」、つまり利用者への貸出記録作成義務であり日付潤、分類順などの様式に基づいて記録することを規定している。

(「伊国法」)

第57条 期間 (Durata)

1. 貸出は最大30日である。
2. すでに貸し出されている資料は他の利用者が予約できる。
3. 必要性を明らかにし、しかも予約がない場合は後最大30日の延長ができる。
4. 図書館長はいかなる場合でも貸出資料を即座に返却するよう強く要求できる。
5. 図書館相互貸出では30日の貸出期間に資料の移動や返却に要する時間は含まれない。
6. 1年に1度貸出サービスに関する記録の点検をしなければならない。先の15日間の間その点検は貸出資料全てについて図書館で行わなければならない。時間と書式はそれぞれの図書館の内部規定で定める。

§ 7 「伊国法」補足規定

最終第10章は経過措置と決定事項(Norme transitorie e finali)となる。その中で重要なのは料金を規定する第61条である。他の条文でも「料金」に関する規定はあるが、その集大成としてはっきりと図書館やサービスの利用に当たって負担すべき項目を示している。

第34条第3項とは書誌情報サービス、第42条は図書館出版物料金、第45条第1項は複写料金、第51条第7項とは資料の送付手続き、第53条第5項が相互貸借にかかる費用、第4条第1項が資料防湿に関わ

る経費、第44条第2項の図書館施設利用料金となる。

このあと、第62条印刷書式(Modulistica)、第63条許可記録の保存(Tutela dei dati automatizzati)、第64条関連する規則(Norme richiamate)、第65条廃止事項(Norme abrogate)で「伊国法」の全条文が終わる。

第65条では1995年7月5日付大統領宣言第417号第1に基づく本規則(D.P.R. 5 luglio 1995, n. 417 (1). Regolamento recante norme sulle biblioteche pubbliche statali)が1967年9月5日付同宣言第1501号で制定された「規則」に代わるものであることを表している。つまり「伊国法」は28年で法律を改定している。それに対し「日国法」は昭和25年(1950)の制定以来、条文の削除は行われているものの大幅な改正はない。図書館を巡る情勢が、ことにコンピュータの普及によりデジタル化が進み資料やサービスの上で大きく変化していることを考えれば日本の「図書館法」は時流に遅れていると言わざるを得ない。

(「伊国法」)

第61条 回収料金 (recupero spese)

1. 付加サービスは現行規定に従って大衆の支払いに対し行われる。
2. 付加サービスは次の通りである。
 - a) 第34条第3項の情報サービス提供
 - b) 第42条の出版物およびその他の資料の販売
 - c) 第45条第1項の複写物提供
 - d) 第51条第7項、および第53条第5項の貸出に関するサービス
 - e) 第4条第1項に規定する一般的サービス
3. 第44条第2項の図書館施設の利用料金
4. 前項のサービス提供に法人、協会、財団、個人が支払う料金は1993年1月14日法第4条第5項に規定されている。

§ 8 まとめ

本稿は「伊圖法」の後半「サービス規定」に関する条文の逐条解説を行った。「日圖法」と出来る限り比較しようと試みたが、条文の数からしてもともと不条理であった。しかし「伊圖法」を翻訳し紹介することで次のことが明らかとなった。

- 1) イタリアでは図書館が文化として歴史的にも、そして街にもしっかりと馴染んでいるので「日圖法」のように条文の中で図書館を「定義」するまでもない。
- 2) 「伊圖法」は大統領宣言に基づく64条からなる法令、つまり「大統領令」である。
- 3) 「日圖法」は両議院を通過したれっきとした成文法である。しかし当初は29条であったが削除されて現在はたった22条しかない。空文化し法的にも存在価値が低くなっている。
- 4) 「日圖法」にあって「伊圖法」にない規定は「図書館員（司書・司書補）」と「公立図書館と私立図書館の区別」である。

前者についてはイタリアにも「司書(bibliotecario, 女性はbibliotecaria)」司書資格はある。しかもその資格取得はとても難しい。図書館にスタッフは多いがその中で「司書」資格者は数少ない。そしてその地位は資格のないスタッフに比して高いものである。しかし条文ではそのことに全く触れていない。「図書館の区別」については規定がないのは総論で紹介したとおり、この法律の対象が「国立公共図書館」であること、それはイタリアにはメディチ家資料を有するラウレンツィアーナ図書館など私的な図書館はあっても、日本に存在するような「私立図書館」が存在しないからと思われる。

もともと図書館法は図書館と利用者を対象とする法律である。しかるに「日圖法」には「法」の対象と目的が明確に出てこない。

既に述べたとおり「大統領令」としての「伊圖法」と成文法としての「日圖法」との間に上位下位の差

異はなく、法的能力と効力においては同等である。ところが見てきたとおり「伊圖法」は図書館の権利と義務、利用者の権利と義務を明確に示し、両者に対する罰則規定が適用される。法的権威は極めて大である。

一方の「日圖法」は誰のための法律か目的が曖昧である。つまり図書館にも利用者に対しても罰則規定が全くない。ただ「図書館を設置するために地方公共団体の条例で定めなければならない」の規定(第10条)があるが、これは行政に対しての「要望」に過ぎなくて強制力を伴うものではない。だから全国の市町村に公共図書館を設置しなくても法的には何ら問題はない、公共団体が罰則を受けることもない。「日圖法」には何らの権威がない。

本論は「伊圖法」の紹介を目的としており「日圖法」の批判ではない。それは別に述べたい。

注

- 1) 今澤慈海：公共図書館は公衆の大学なり、市立図書館のその事業第1号、1921。この中で「学校を去り教師に遠りたる後に於ける人生の生涯的教育は主として図書によらざるべからず。…大多数の生涯的上吾人の望むところは読書力の養成と相待ちて読書趣味の涵養なり。…斯くして彼等が学校を出で実生活に入るや、其の教育は公共図書館の設備と普及によりて継続せられ、茲に公共図書館はカーライルのいへりし如く、公衆の大学なり。」としている。これが現在も公共図書館の意図するところとなっているかといえばささか心許ない。
- 2) 宮道勉；イタリアの図書館—トリノ国立兼大学図書館、鳥取女子短期大学紀要、第41号；p. 1-14, 2000. この図書館のガイド「Biblioteca Nazionale Universitaria Torino guida」は、歴史、図書館・目録・配列へのアクセス方法、貸出サービス、参考調査室、雑誌室、雑誌室（マイクロフィルム化）、写本・稀観本、複写サービス、国内図書館（SBN）コンピュータ目録、基本書誌からな

る全39頁の小冊子である。

3) 日本の「図書館法」第17条（入館料等）「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」としている。しかし第28条も（入館料）であり「私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収する子尾が出来る」とある。つまり公立図書館と私立図書館の違いは「入館料等」を徴収するか否かの違いだけと言うことになる。

引用文献

- 1) 菅谷明子：進化するニューヨーク公共図書館ルポ，中央公論，1999年8月号（114，No.8）p.270-81.
- 2) 佐藤政孝著：図書館発達史，みずうみ書房，1986. pp.202
- 3) 森耕一編：図書館法を読む 補訂版，日本図書館協会，1995. pp.156-8.
- 4) Umberto Eco. de bibliotheca, Milano, Palazzo Sormani, 1981. pp. 16